

社労士 FAX NEWS >>>

>>> 2026.3 Vol.170

発行 >>>

丹保社会保険労務士事務所 URL : <http://www.roamroom.net>

〒923-0868 石川県小松市日の出町一丁目112番地

Tel > 0761-24-1005 Fax > 0761-24-1007

◆子ども子育て支援金制度◆

日本では少子化と人口減少が急速に進行しています。「子ども子育て支援金制度」はこの流れに歯止めをかける少子化対策として2026年4月から開始される新制度で、医療保険料と併せて費用を徴収し子育て世帯への支援を社会全体で負担する仕組みです。子育て支援策を抜本的に強化するための財源として児童手当の拡充や妊婦支援などに使用され、用途は法律で限定されます。

既存の「子ども子育て拠出金制度」との違いをみると、子ども子育て拠出金(既存)は負担者が企業のみで厚生年金保険料と一緒に徴収されていますが、子ども子育て支援金(新設)の負担者は企業と従業員で医療保険料と一緒に徴収されます。2026年度において国が示す支援金率は0.23%

で、従業員と企業が折半しますので、実際の支援金額(月額)は標準報酬月額に0.0023を乗じた金額の半分の額を給料から控除することになります。令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より拠出し、産前産後休業・育児休業中は免除されます。支援金率は段階的に増額予定で、賃金水準や加入者数に応じて毎年国が決定します。国民健康保険・後期高齢者医療制度は計算が異なります。

給与明細への内訳表示は義務ではないものの推奨されており、給与計算システムの設定変更が必要になる可能性もあります。納付の流れとしては、2026年4月分から納入告知書に「支援金額」が追加されますので、健康保険料とあわせて保険者へ納付します。労務担当者は制度の意義・仕組みを理解し、少子化対策が社会全体の課題であり、全世代が恩恵を受ける政策であることを従業員へ説明することも重要です。

